

令和 3 年 2 月 定例 教育委員会
議案 説明 資料

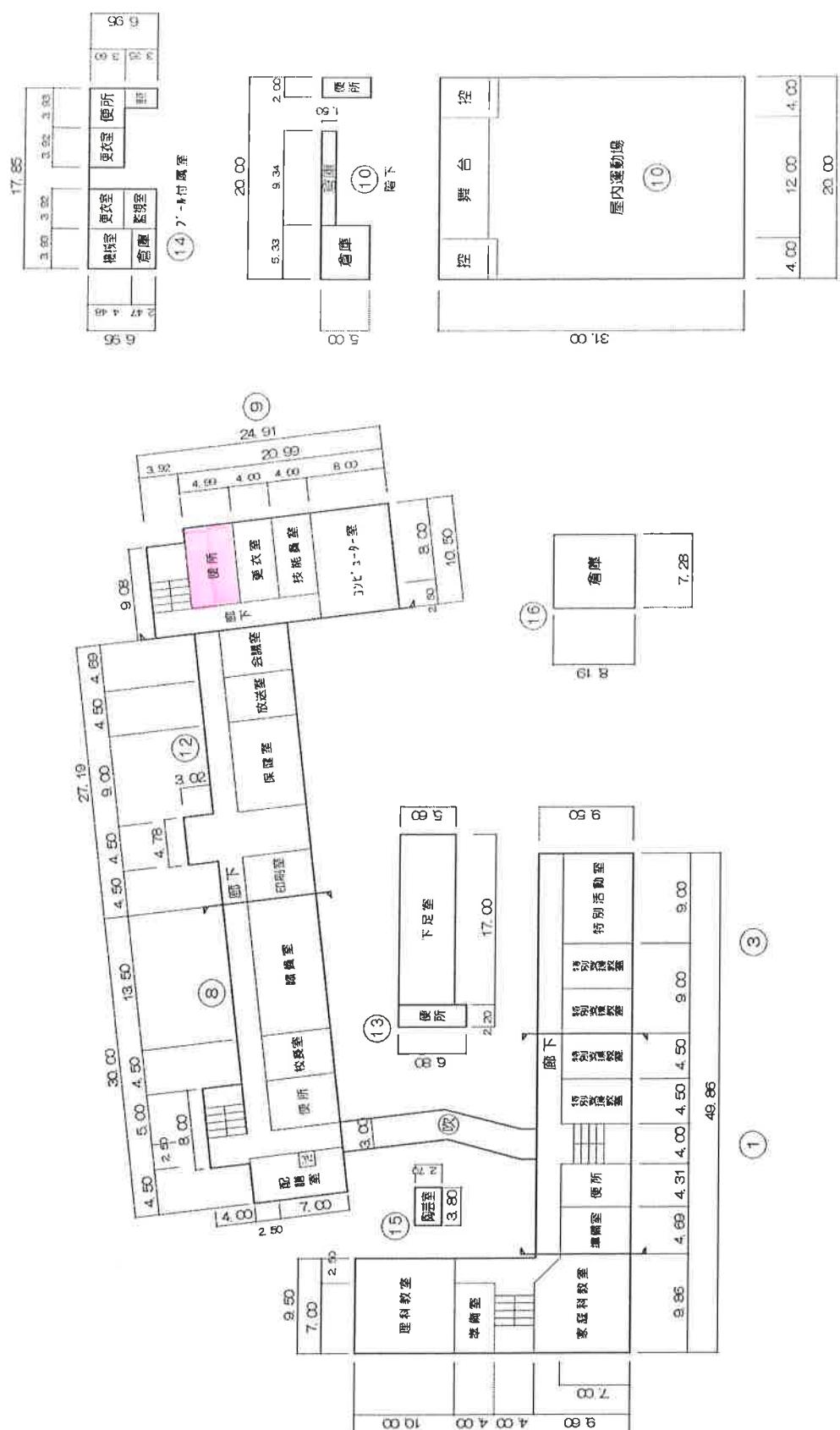
議案 6 件

計 6 件

番号	議案第3号	担当	教育総務部教育総務課																				
議案名	令和2年度松原市一般会計補正予算（第13号）について																						
	<p>各小・中学校のトイレにつきましては、児童生徒の学習環境改善のため、順次、改造工事を行ってきているところですが、この度、老朽化が進んでいる恵我小学校東館1階から4階まで及び松原中学校北館東側1階から4階までの各トイレの改造工事を行うとともに、トイレの洋式化を行うものです。</p>																						
説明	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th><th>予算科目・事業名</th><th>補正額</th><th>左の財源内訳</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育総務課</td><td rowspan="2">8教2小3学 各小学校トイレ改 造事業</td><td>千円</td><td>千円</td><td rowspan="2">恵我小学校トイレ改造工事</td></tr> <tr> <td>12委 6,034 14工 54,322</td><td>国 16,401 市債 41,000 一財 2,955</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td rowspan="2">8教3中3学 各中学校トイレ改 造事業</td><td>千円</td><td>千円</td><td rowspan="2">松原中学校トイレ改造工事</td></tr> <tr> <td>12委 7,460 14工 70,970</td><td>国 21,868 市債 53,100 一財 3,462</td></tr> </tbody> </table>				担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容	教育総務課	8教2小3学 各小学校トイレ改 造事業	千円	千円	恵我小学校トイレ改造工事	12委 6,034 14工 54,322	国 16,401 市債 41,000 一財 2,955		8教3中3学 各中学校トイレ改 造事業	千円	千円	松原中学校トイレ改造工事	12委 7,460 14工 70,970	国 21,868 市債 53,100 一財 3,462
担当課	予算科目・事業名	補正額	左の財源内訳	内容																			
教育総務課	8教2小3学 各小学校トイレ改 造事業	千円	千円	恵我小学校トイレ改造工事																			
		12委 6,034 14工 54,322	国 16,401 市債 41,000 一財 2,955																				
	8教3中3学 各中学校トイレ改 造事業	千円	千円	松原中学校トイレ改造工事																			
		12委 7,460 14工 70,970	国 21,868 市債 53,100 一財 3,462																				
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。																						

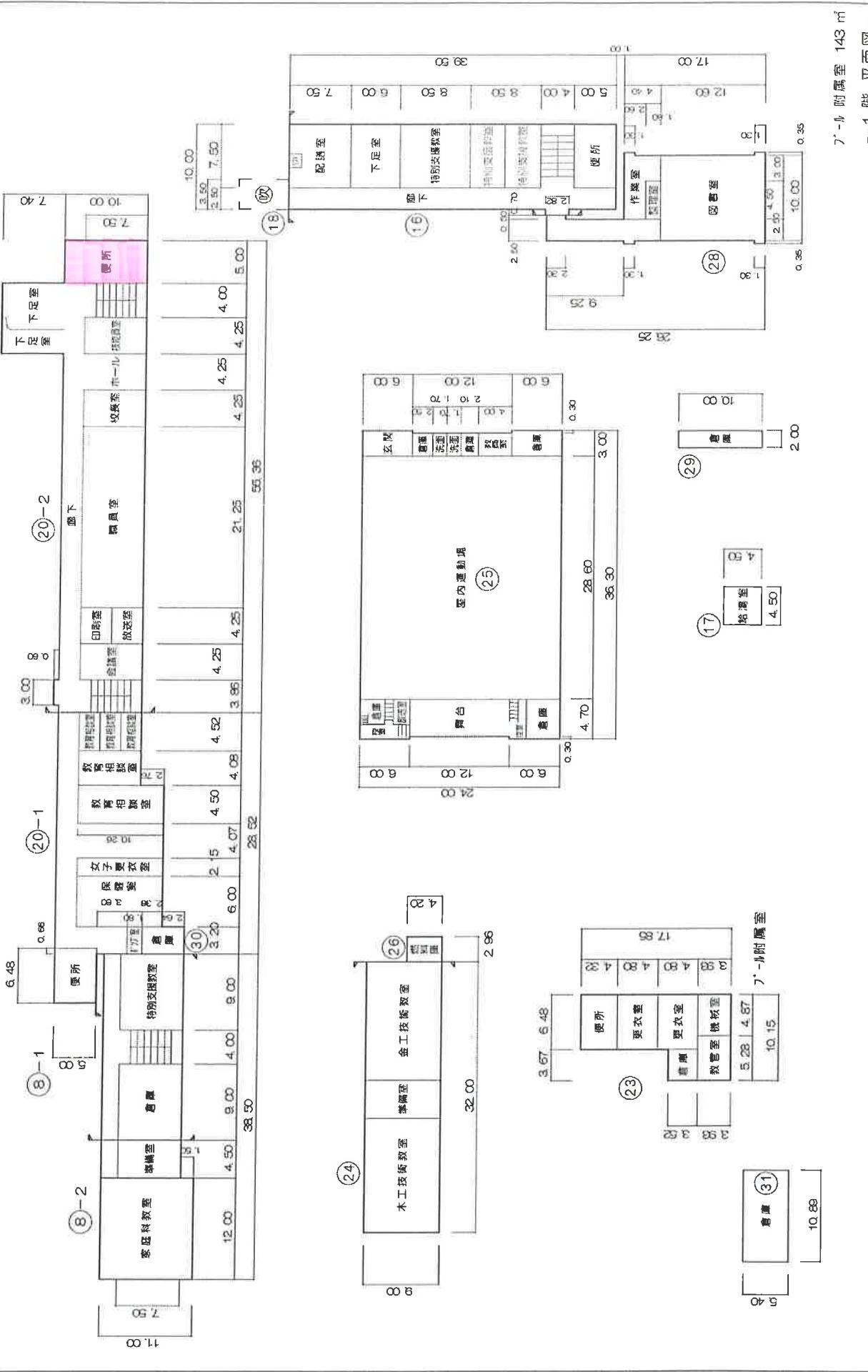
(平成29年度)

平面図	間尺	1/600	学校名	恵我小学校	測量番号	217 21117 1181517	作図者	(学 校)	監理者	1366-2
-----	----	-------	-----	-------	------	-------------------	-----	-------	-----	--------



(平成29年度)

平面図
尺
メートル
1/600
5
10
15
20
学校名
松原中学校
校地
面積
(市町村)
217
2117
4341
学校
(学校)
1375-2



7°-11 附屬室 143 m
一階平面圖—

番号	議案第4号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和3年度松原市一般会計予算案について		
	令和3年度松原市一般会計予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 5 号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会への諮問について		
	来迎寺紙本著色融通念仏縁起絵巻の松原市指定有形文化財への指定について、松原市文化財保護条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会に諮問するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

別紙

諮詢調書

松原市教育委員会

〈有形文化財 美術工芸品 絵画〉

名称・員数：來迎寺 紙本著色 融通念佛縁起絵巻 2巻

所 有 者：宗教法人 来迎寺 代表役員 塩野 則行

所 在 地：松原市丹南3丁目1-22

年 代：文亀2年（1502）

材質・法量等：巻子装 2巻 桐箱入

上巻：29.3cm×1103.8cm 全34紙

下巻：29.3cm×1349.2cm 全42紙

（上下巻とも法量は見返し含まず奥付含む）

〔説明〕

融通念佛縁起絵巻は、融通念佛を感得した良忍（1073~1132）が念佛勧進を行ふ様と融通念佛の功德や靈験について記したもので、正和3年（1314）に2巻本として作られたのが始まりである⁽¹⁾。以後、融通念佛勧進を目的として江戸時代に至るまで多くの諸本が制作されており、松原市丹南3丁目に所在する融通念佛宗寺院の来迎寺（丹南本山来迎寺）⁽²⁾には、文亀2年（1502）に制作されたものが残る⁽³⁾。

来迎寺に残された融通念佛縁起絵巻（以下、「丹南・来迎寺本」と呼ぶ）は上下2巻の巻子装で、題箋は2巻とも亡失し、巻緒を失っており、木軸の軸端は漆塗である。下巻には修理の裂が当てられている。絵巻は2巻合わせて一つの桐箱に収められており、蓋表には「融通念佛縁起 二軸入／河州 丹南郡丹南村／諸仏山護念院来迎寺什物」の墨書がある⁽⁴⁾。

○絵巻の構成

梅津次郎によると、融通念佛縁起絵巻の諸本は詞書や構成から、(甲) 正和本系、(乙) 永徳・至徳年間の良鎮勧進肉筆本系、(丙) 明徳版本系の3種の系統に分類される。甲類が最も古い形態で、正和3年(1314)の奥書を持つ肉筆本である。作者は不明で、原本は現存しない⁽⁵⁾。次が乙類で、永徳から至徳年間(1381~87)に勧進聖^{ひじり}の良鎮⁽⁶⁾が日本全国に念佛を勧進するため制作した肉筆本である。甲の奥書(正和奥書)の写しに続けて良鎮勧進奥書を記す⁽⁷⁾。最後は丙類で、良鎮が絵巻を更に普及させるため企図し、明徳2年(1391)に開版した版本とこれを祖本とした肉筆本及び再刊された版本である⁽⁸⁾。

このうち、「丹南・来迎寺本」は永徳・至徳年間の良鎮勧進肉筆本系の乙類に該当する⁽⁹⁾。現状の構成であるが、巻中の詞書と絵には欠落・錯簡・異同・追補がみられる。追補や構成の手直しが行われた時期は不明であるが、寄進時と考える蓋然性が高い。錯簡や欠落を残したままであることから、勧進の具として来迎寺に寄進されたとは考え難い。

上巻の現状であるが、詞4段、絵5段の構成で、良忍の叡山修行と大原隱棲^{えいざん おおはら}の段から鳥類畜生の念佛結縁^{けちえん}の段までを次の順で配する⁽¹⁰⁾。

第1段 良忍の叡山修行と大原隱棲

第2段 融通念佛の勧進開始

第3段 麗沙門天の名帳加入・良忍の鞍馬寺参籠^{くらまでら}

第4段 諸天諸神の名帳加入

第5段 鳥類畜生の念佛結縁

第1段詞は、冒頭から「…爰中比^{ここになかごろ}」までが序文である。第1~2紙は金泥による天地と行の界線が施される。本文は第3紙から始まるが、1行目にある「大原良忍上人…」の「人」の右端が第2紙で隠れており、貼り直されたことが分か

る。また、第1段絵は左端に描かれた稚児の姿が切れており、良忍が無動寺に向かう場面を描いた後紙を欠失していることが分かる。

第2段は、前段にあるべき阿弥陀如来示現の段を欠くため、融通念佛の勧進開始の段を配する。詞書を欠失するため、絵のみである。

第3段は、毘沙門天の名帳加入の詞書・絵に続けて良忍の鞍馬寺参籠の絵を配する。鞍馬寺参籠の段の詞書を欠くため、一つの段に再構成し取り繕ったと考えられる。

第4段は、詞書が記された第17~19紙は、紙色が新しく筆致も異なるため後補とみられる。角筆により天地と行の界線が施される。勧進の諸天・諸明神名を列記した神名帳に続けて北野天神融通念佛行者示現文を記し、文末に異筆で「来迎寺 安置」と記す。乙類諸本では神名帳が省略されるか「別紙在之」と記し別立とするため、「丹南・来迎寺本」も当初は別立であった可能性がある。

第5段は鳥類畜生の念佛結縁の段で、この段を上巻の巻尾に配する構成は乙類諸本と共通する。

下巻の現状は、詞12段、絵11段の構成で、他の乙類諸本と同じく融通念佛帰依の功德・靈験を表わす。鳥羽院の日課念佛增加の段から光明遍照の段までを次の順で配し、巻尾に奥書を配する。

第1段 鳥羽院の日課念佛增加

第2段 広隆寺女院の念佛修行

第3段 和泉前司道経女の入道と臨終

第4段 城南寺僧心源念佛により父母往生

第5段 青木尼公の往生

第6段 木寺源覚僧都の牛飼童の妻念佛により難産を逃れる

第7段 北白河の下増の妻閻魔庁から帰される

第8段 良忍入滅

第 9 段 覚厳の夢

第 10 段 正嘉疫癪

第 11 段 光明遍照

第 12 段 奥書

第 1 段は、通例の乙類では第 3 段に配される鳥羽院の日課念佛增加の段である。本来あるべき前 2 段が、「丹南・来迎寺本」では第 8 段と第 9 段に配される。

第 4 段は、詞書 3 行が前段の絵と同紙（第 11 紙）に記されており、絵の後に墨界線を引き詞書を記す。阿弥陀如来とともに飛雲に乗り往生する心源法師の父母の様が描かれるが、仏身には金泥の代替として黄土が用いられている。

第 5 段詞も前段絵と同紙（第 12 紙）に記されるが、墨界線はなく上下辺のすり霞の上から記される。

第 6 段は、詞書と絵を同紙（第 14 紙）に記すが、3 行の詞書部分のみ紙色が異なる。すり霞の色も異なるため、絵部分に滲み止めの礪砂がひかれた可能性がある。

第 7 段は詞書のみで絵を欠失している。「北白河の下僧の妻…」で始まる念佛三千反の功德により地獄の閻魔庁から娑婆界に還される場面である。詞書の混乱と脱落が見られる。

第 8 段は、詞書が記された第 18 紙の傷みと汚れが激しい。「聖人春秋六十、
長承元年二月一日先立て…⁽¹¹⁾」で始まる良忍の入寂を記したものである。乙類では、「醍醐寺本⁽¹²⁾」を除き良忍入寂の段を下巻の巻首に配する⁽¹³⁾。紙の傷みと汚れを考慮すると、第 7 段詞書が混乱していたため詞と絵が対応する下巻第 1 段を第 8 段とすることで構成を取り繕ったとも考えられる。入寂した良忍のもとへ菩薩衆が来迎する本絵巻のなかでも重要な場面であり、絵に第 19 紙～第 24 紙の 5 紙を費やしている。

第9段は、^{じゅうばう}住房で眠る覚厳律師の夢に良忍が示現して極樂淨土に蓮台上に化生した由を伝える場面であるが、絵部分の第26紙半ばから白紙部がある。行界線の痕跡が3本認められ、本来はここに詞書を配する予定であったとみられる。

第10段は、^{むさしのくによな}の^{こおり}武藏国与那郷の名主宅で別時念仏が修される場面で、第33紙に描かれた黒牛に跨る丹色の狩衣を纏った疫神は乙類の「^{ちおんいん}知恩院本⁽¹⁴⁾」及び「フリーア美術館本⁽¹⁵⁾」に共通する。しかし、「フリーア美術館本」とは疫神の供回りの姿形や数が異なり名主宅の阿弥陀如来が仏像でなく絵軸であるなど相違が見られ、表現は限りなく「知恩院本」に近い。

第11段の詞書は『觀無量壽經』の「光明遍照」の偈文で、これが記された第36紙は紙色が新しく、後補されたとみられる。

第12段は奥書部で、第38紙~第42紙の5紙を費やして絵巻制作の由縁と伝来について記し、全4部からなる。第1の奥書は、甲類(正和本系)の奥書を寫したものである。第2の奥書は、第39紙の文中「次又、永徳年中、勧進沙門良鎮謹言…」から始まる。良鎮勧進文の写しに続けて施主願文を記し、文末に「至徳三年十一月十七日 和州葛下郡片岡東 中臣俊章」と年紀と寄進者を記す。

第3の奥書は第41紙に記されたもので、「右、書写之趣者、後世披見之衆…」と始まり、「文亀弐年^{壬戌}十月十五日 金剛仏子行慶」で終わる。料紙は前段までと同じで同筆とみられる。本奥書より、本絵巻が文亀2年(1502)に真言僧の行慶が企て制作したことが分かる。

第4の奥書は最終の第42紙に記されたもので、前紙と料紙が異なり前文とも異筆である。元和9年(1623)に「河州丹北之郡 布忍清水村喜兵衛入道淨安」が「後生安樂」のために来迎寺に寄進したことが記されており、寄進時の追補と

分かる。

○各段詞に見られる特徴

「丹南・来迎寺本」の詞書に見られる主な特徴は以下の通りである。第1は、序文の書き出しが乙類の通例と異なる点である。丙類の明徳版本と同じ「夫、^{それ}釈尊一代の蔵経を…」と始まり、乙類諸本の「夫、^{おうけ}応化一代の蔵経を…」と異なる⁽¹⁶⁾。また、序文が記された第1~2紙にのみ金泥により天地と行の界線が施される点も注意される。第3紙より後は界線がみられず、当初下巻の第1段に配されていたと思われる現第8段詞にも行界線が施されていないため、後補とも考えられる。

第2は、上巻の第3紙より始まる第1段詞書・本文が乙類の「^{ちおんいん}知恩院本」と共通する点である。「大原良忍上人ハもとは叡山の…」や「首尾廿四年之間、常座不眠にして、歎欣の信心ふかく…」は、乙類では「知恩院本」のみに見られる表現であり、かつ正和本系とも共通するものである。

最後に、下巻の第7段詞に詞書の混乱と脱落が見られる点である。「次又、父母師長妻子朋友…」以下は良鎮勸進肉筆本系の乙類成立に伴い増加され、明徳版本にも引き継がれたものである。また、絵巻の成立と深い関係にあるとされる叡山楞嚴院安楽谷の理円による「融通念佛勸進状」⁽¹⁷⁾にも見られる。「丹南・来迎寺本」は「龍舒淨土文にハ、二人を勧進すれハ自身の精進におなし、十余人にいたれハ福德無量なり、百を千とを」で詞書が途切れており、大唐の房翥の説話が脱落している。また、詞書が完全に一致する諸本が見られず本絵巻制作の手本とした1本が既に断簡部分を含むものであったと思われる。

○各段絵に見られる特徴

「丹南・来迎寺本」には、15世紀前後に制作を知られる縁起絵巻と共に通する特徴が見られる。第1の特徴は画風で、奈良絵本風に描かれた貴族男女の姿態である。上巻第2段絵の良忍が市井に出て念佛勧進する場面の上人に向かう貴族男女、下巻第1段絵の鳥羽院が院庁内で念佛加入記名を勧める場面の蹴鞠に興じる男性貴族はいずれも定形的で、中世に遡る「奈良絵本」の描画に頻出する貴族男女の姿に近似する。また、第8段絵の縦膝で合掌する童子などにも中世的な描写が見られる。更には、下巻第9段絵の描線に力のない山容や定形的な松樹のような奈良絵本風の描写も各段に見られる。

第2の特徴は、料紙や画材に本格的な絵師による絵巻の制作と異なる様相が見られることである。絵巻の料紙としてはやや粗い楮紙あるいは間合い風の料紙が使用されており、全体的に紙色は黄ばんでいる。また、緑青に顕著なように賦彩は淡く発色は鈍く、単純なすやり霞には群青の代替として染料の藍が用いられている。

○奥書

「丹南・来迎寺本」の下巻第12段詞の奥書は先述のとおり全4部からなる。

第1の奥書は、「右、本願良忍上人…」より始まる（甲）正和本の奥書を写したものである。「其中に速疾に往生する人六十八人…」以下の表現を簡略化せず、「知恩院本」と同文である。

第2の奥書は、祖本の奥書を写したもので、前文と同筆で絵巻制作の願意が施主名と制作年の日付とともに記される。これによれば、「丹南・来迎寺本」の祖本は良鎮が全国勧進のために制作奉納を試みた「百余本」の絵巻のうち1本

で、北朝年号の至徳 3 年（1386）11 月 17 日に「大和州葛下郡片岡東」の国人である「中臣俊章」が良鎮の融通念佛勧進に応じて施主となり寄進した絵巻であることがわかる。

良鎮が制作奉納を試みた百余本の絵巻（乙類の中世諸本）の施主については、「根津美術館本」の奥書にある「越智左衛門尉家高」⁽¹⁸⁾、そして「フリーア美術館本」の奥書にある「左衛門大夫俊直」⁽¹⁹⁾が知られる。しかし、「中臣俊章」の名は知られておらず、後世の写本ではあるものの本奥書が新たな第 3 の施主の存在を示していることは注目すべきである。

諸本との異同であるが、「次又永徳年中…」や「又、各々の聖の御意、あにさるべし。しかりといへども、大和州にて勧進の事に候間、施主等の所望如件」は、知恩院本の「次又永徳二年…」、「又、各々の聖の御意、巧によるべし。しかりといへども、大和州にて勧進の事に候間、施主等の所望如斯」とほぼ同文で他に共通する表現も多い。

また、第 40 紙「右良鎮房為…」以下の施主願文は「フリーア美術館本」と近似し、「先考幽靈往詣極樂之因」は「丹南・来迎寺本」の「悲母幽靈滅罪生善往詣極樂之因」と近く、前者は「先考幽靈」、後者は「悲母幽靈」とする。両者共に「往生極樂」ではなく「往詣極樂」と記す点が特徴といえる⁽²⁰⁾。

第 3 の奥書は、文亀 2 年（1502）に「丹南・来迎寺本」が制作された際に記されたものである。本奥書には本図制作に関わった者として真言僧である行慶の名が記されている。「丹南・来迎寺本」を調査した高橋平明は、行慶が真言僧である点に注目し、彼が當麻寺の勧進聖であり、極樂浄土図としての当麻曼茶羅図の宣揚・布教とその勧進活動に融通念佛縁起絵巻を用いるべく「丹南・来迎寺本」の制作を企図した可能性を示唆している⁽²¹⁾。

第 4 の奥書は、「宗珍西堂⁽²²⁾」が住持であった元和 9 年（1623）に寄進された

際に追補されたものである。寄進者である「布忍清水村喜兵衛入道淨安」の地位や来迎寺との関係は不明であるが、布忍地域が十箇郷別時を支える重要な役割を果たしたであろうことは想像に難くない。

○評価

本絵巻は、中世から近世初期における融通念佛宗の広がりを示す貴重な資料である。同宗派は、もともと寺地を定めずに信徒の家を交代に道場とする挽道場（ひきでら）であったが、17世紀前半には寺地を定めて念佛集団が定住化するようになる。来迎寺に本絵巻が寄進された元和9年（1623）は、近世教団への転換が始まった時期であり、当時を窺い知ることができる貴重なものである。

また、奥書により文亀2年（1502）の制作であることは明らかで、一部欠落や錯簡等があるものの上下巻がほぼ揃っており、良好な状態で遺存している。良珍勧進の肉筆本を写した乙類の一つで、美術史研究における基準作となり得るものであり、且つ融通念佛縁起絵巻の展開や用途を研究する資料の一つとして重要である。

加えて、本絵巻の画風は専門絵師の洗練されたものではないが、定規を使った墨引き、丁寧な彩色、画中画の存在など室町期のお伽草紙絵巻や奈良絵本にも通ずるもののが見られ、当時の絵巻制作や受容の展開を示す例としても意味がある。

以上より、来迎寺紙本著色融通念佛縁起絵巻は、松原市を代表する室町時代の貴重な絵巻というだけではなく、美術史学及び歴史学の研究においてきわめて学術的価値が高く、本市指定文化財にふさわしい。

-
- (1) 絵巻に描かれた「融通念佛縁起」全般と現存する諸本については、梅津次郎「初期の融通念佛縁起絵について」『絵巻物叢考』(中央公論美術出版 1968年、初出は1958年)、田代尚光『増補 融通念佛縁起之研究』(名著出版 1976年)、小松茂美「「融通念佛縁起」をめぐって」『続日本絵巻大成』11(中央公論社 1983年)、松原茂『日本の美術』302 絵巻=融通念佛縁起(至文堂 1991年)などを参照。
- (2) 大念佛寺(大阪市平野区)を総本山とする融通念佛宗寺院で、諸仏山護念院と号する。延宝5年(1677)に作成された「大念佛寺四十五代記録并末寺帳(以下、延宝末寺帳と略。)」(融通念佛宗教学研究所編『融通念佛宗年表』大念佛寺 1982年)所収によると、融通念佛宗中興の第7世法明の開基とされる。法明が河内国に組織した融通念佛信仰集団である六別時の一十箇郷別時の辻本で、丹南藩主の高木正次より丹南郡丹南村に寺地を与えられ承応元年(1652)に定堂化するまでは、一か所に永続的に堂宇を構えずに籤で選ばれた辻本の居宅に本尊を移す挽道場であったとされる。
- (3) 融通念佛縁起絵巻を含む来迎寺所蔵の文化財については、(公財)元興寺文化財研究所編『松原市内所在の文化財総合調査』1-丹南・来迎寺-(松原市教育委員会 2020年)を参照。
- (4) 箱の法量は縦39.1cm、横18.5cm、虫損あり。蓋部の左側長辺部の縁板を亡失し、上部には炭化の痕跡がある。蓋表面は胡粉下地として、鈍い茶色を塗布したと思われる。
- (5) 現在は上巻がシカゴ美術館に、下巻がクリーブランド美術館に所蔵されているものが最も原本に近く、14世紀前半の作成とされる。小松茂美編『融通念佛縁起』続日本の絵巻21(中央公論社 1992年)所収。また、他に正和本もしくは同系統の伝本を写したと思われる大念佛寺蔵絵詞本(詞書のみで、前掲注(1)梅津『絵巻物叢考』所収)や暦応4年(1341)制作の絵巻を嘉永5年(1852)に住吉弘定が模写した大念佛寺蔵暦応模本(阿部美香「大念佛寺所蔵『融通念佛縁起』(暦応模本)-解題と影印・翻刻-」『学苑』937(昭和女子大学近代文学研究所 2018年)所収)が知られる。
- (6) 良鎮は生年不明であるが、絵巻の奥書により永徳2年(1382)~応永30年(1423)の活動が確認されている。清涼寺末寺の小倉山三宝寺(瀧口寺)の住持をつとめた記録が残る(塙本善隆「融通念佛開宗質疑」『日本佛教学会年報』21(日本佛教学会 1956年)所収)。
- (7) 乙類は正和本系を基本とし、巻首に序文、巻尾に良鎮勸進文、施主願文・年紀・施主名を加え、神名帳を省略して別立とする。また、上巻を鳥類畜生の念佛結縁の段で終わらせ、下巻を良忍入滅の段より始める形に再構成している。
- (8) 丙類の段構成の特徴は、下巻の最後に清涼寺融通念佛の段が加えられた点、そして良忍入滅の段と覚巣夢の段が上巻に繰り上げられた点である。現存する諸本のうち融通念佛宗総本山の大念佛寺本が所蔵する上下2巻(重要文化財)が丙類では最古のもので、巻末に明徳2

年7月29日の年紀と奉加者である美濃守助景の名が記されている。

(9) 現存する(乙)良鎮肉筆本系は、知恩院本(永徳2年・施主願文なし)、大倉集古館本(大倉文化財団本)(上巻のみ)、根津美術館本(永徳3年・家高寄進)、大念寺寺本(大念佛寺本(A))(年紀・施主なし)、醍醐寺蔵絵詞本(下巻のみの写本、至徳元年・家高寄進)、フリーア美術館本(俊直本(A)、K氏蔵本)(元(至)徳元年・俊直寄進)、東京国立博物館蔵模本(至徳2年・家高寄進)、聞名寺本(良鎮勧進文・施主願文なし)である。

(10) 各段の名称については、前掲注(1)松原『日本の美術』302に拠る。

(11) 融通念佛縁起絵巻に記された良忍の事蹟については、諸本で干支に異同が見られる。梅津次郎の作成した比較表によると、「丹南・来迎寺本」に記された良忍示寂の年は「根津美術館本」と一致する(前掲注(1)梅津論文)。

(12) 醍醐寺(京都府京都市伏見区)が所蔵する下巻のみの1巻。嘉吉・寛正に転写されたもので、各段の絵は文字による説明のみが記されている。良忍入滅の段・覚巖の夢の段を巻首ではなく北白河の下増の妻闇魔庁から帰されるの段と正嘉疫癪の段の間に配する。奥書に「至徳元年六月十八日 和州越智 右衛門家亮」とあるが「左衛門家高」の誤写とされる。佐和隆研「醍醐本念佛縁起について」『美術史』8(美術史學會 1953年)所収。

(13) 丙類ではあるが、大原本や明徳版本を寫したとされる大念佛寺本も下巻の段構成が同じである。

(14) 知恩院(京都府京都市東山区)が所蔵する上下2巻本。上巻の序と下巻第1・3段の詞書が後補である。「永徳二年勧進沙門良鎮謹言…」と良鎮勧進奥書を持つ諸本のうち最も早い年紀が記されるが、施主願文は記されていない。井川定慶「永徳二年の融通念佛縁起に就いて」『東洋美術』17(飛鳥園 1933)(のち『宗教と芸術』(東洋閣 1937年)に収録)所収。

(15) フリーア美術館(アメリカ合衆国ワシントンD.C.)が所蔵する益田家旧蔵といわれる上下2巻本。奥書には「至徳元年八月八日 左衛門大夫散位俊直(花押)」とある。同館ウェブサイトで閲覧利用可能。Freer Gllery of Art and Arthur M.Sackler Gallery,Washington,D.C.:Purchase-Charles Lang Freer Endowment,F1958.11,F1959.13

(16) 乙類諸本のうち「知恩院本」のみが「夫、釈尊一代の藏經を…」の序文を付すが、序文は後補とされる(前掲注(1)梅津論文)。

(17) 成立年は不明で、良忍9代の法孫を称する「遊仙」が執筆開版した縁起である。融通念佛宗常樂寺(奈良県大和郡山市稗田町)の詮海による摸写(前掲註(1)田代『増補 融通念佛縁起之研究』所収)と京都・三千院門跡円融蔵が所蔵する室町時代に遡る別系統の写本(阿部美香「勧進帳としての融通念佛縁起絵巻-その成立と展開をめぐって-」『融通念佛宗における信仰と教義 開宗九百年・大通上人三百回御遠忌奉修記念論文集』(大念佛寺 2015年)所収)が残る。

⁽¹⁸⁾ 根津美術館が所蔵する下巻のみの1巻。奥書には「永徳三年十一月十五日 和州越智 左衛門尉家高(花押)」とある。越智家高は大和の国人で、南北朝時代には興福寺一条院に属して南朝を支持しており、當麻寺との関係も深い。奥書によると良鎮の念佛勧進に応じ20カ国分の絵巻を寄進している。

⁽¹⁹⁾ 松原茂は、俊直が大和の住人で家高と同じ越智氏一族である可能性を指摘している(前掲注(1)『日本の美術』302)。また、高橋平明は奥書の近似や「俊」の字が共通することから、来迎寺本施主の中臣俊信と俊直が近縁の可能性を指摘している(後掲注(19)高橋論文)。

⁽²⁰⁾ 乙類諸本の施主願文であるが、「根津美術館本」は「特資往生極楽之因…」、「醍醐寺本」は「特資七世四恩往詣極楽之因…」、「東京国立博物館蔵模本」は「特資慈父明傑聖靈往詣極楽之因…」である。なお、「知恩院本」は良鎮勧進文のみで施主の願文を持たない。

⁽²¹⁾ 良鎮勧進文で融通念佛加入の名帳が勧進聖により「當麻寺瑠璃壇」中に納められることを願っている点、当時の當麻寺が真言方と浄土方の兼務であった点、そして「丹南・来迎寺本」が当麻曼荼羅図の写本(文龜本)制作と同時期である点、を理由として挙げている。高橋平明「特論 諸仏山來迎寺蔵紙本著色融通念佛縁起絵巻」『松原市内所在の文化財総合調査』1-丹南・来迎寺-(松原市教育委員会 2020年)

⁽²²⁾ 「延宝末寺帳」によると、元和3年(1617)~寛永9年(1632)は摂津国東生郡北花田村の出身である宋珍が第6代の住持をつとめている。

来迎寺 紙本著色融通念仏縁起絵巻 上巻 法量一覧

紙数	法量_縦 (cm)	法量_横 (cm)	段構成
第1紙	29.3	43.2	第1段詞
第2紙	29.3	35.4	第1段詞
第3紙	29.3	32.2	第1段詞
第4紙	29.5	36.6	第1段絵
第5紙	29.6	37.0	第1段絵
第6紙	29.6	37.0	第2段絵
第7紙	29.6	37.1	第2段絵
第8紙	29.6	36.6	第2段絵
第9紙	29.6	36.8	第2段絵
第10紙	29.6	19.5	第2段絵
第11紙	29.6	37.6	第3段詞
第12紙	29.6	37.3	第3段絵
第13紙	29.6	37.5	第3段絵
第14紙	29.6	20.2	第3段絵
第15紙	29.6	13.0	第3段絵
第16紙	29.7	37.6	第3段絵
第17紙	29.5	42.0	第4段詞
第18紙	29.5	42.3	第4段詞
第19紙	29.4	27.3	第4段詞
第20紙	29.6	37.4	第4段詞

紙数	法量_縦 (cm)	法量_横 (cm)	段構成
第21紙	29.0	36.6	第4段絵
第22紙	29.7	37.2	第4段絵
第23紙	29.7	37.4	第4段絵
第24紙	29.7	37.2	第4段絵
第25紙	29.7	37.2	第4段絵
第26紙	29.7	37.5	第5段詞
第27紙	29.6	37.2	第5段詞
第28紙	29.6	37.3	第5段詞
第29紙	29.7	37.3	第5段詞
第30紙	29.7	7	第5段詞
第31紙	29.7	37.4	第5段絵
第32紙	29.7	17.8	第5段絵
第33紙	29.5	12.2	白紙
第34紙	28.5	10.9	奥付

法量横合計 1103.8 cm

来迎寺 紙本著色融通念仏縁起絵巻下巻 法量一覧

紙数	法量_縦 (cm)	法量_横 (cm)	段構成
第1紙	29.0	11.5	第1段詞
第2紙	29.0	21.7	第1段絵
第3紙	29.1	37.0	第1段絵
第4紙	29.3	37.1	第1段絵
第5紙	29.2	15.9	第2段詞
第6紙	29.3	38.2	第2段絵
第7紙	29.2	34.0	第2段絵
第8紙	29.2	20.9	第3段詞
第9紙	29.2	37.0	第3段絵
第10紙	29.3	37.1	第3段絵
第11紙	29.3	37.1	第3段絵～ 第4段詞
第12紙	29.3	36.7	第4段絵～ 第5段詞
第13紙	29.2	37.4	第5段絵
第14紙	29.2	37.0	第6段詞～絵
第15紙	29.3	37.1	第6段絵
第16紙	29.2	37.1	第6段絵
第17紙	29.2	37.1	第7段詞
第18紙	29.0	31.0	第8段詞
第19紙	29.3	37.5	第8段絵
第20紙	29.2	38.4	第8段絵
第21紙	29.1	38.1	第8段絵
第22紙	29.1	38.3	第8段絵
第23紙	29.2	20.5	第8段絵

紙数	法量_縦 (cm)	法量_横 (cm)	段構成
第24紙	29.2	13.1	第9段詞
第25紙	29.1	36.7	第9段絵
第26紙	29.1	14.9	第9段絵
第27紙	29.0	37.6	第10段詞
第28紙	29.2	37.6	第10段詞
第29紙	29.3	37.0	第10段詞
第30紙	29.3	4.3	第10段詞
第31紙	29.3	27.4	第10段絵
第32紙	29.3	38.9	第10段絵
第33紙	29.2	38.0	第10段絵
第34紙	29.2	36.8	第10段絵
第35紙	36.8	16.3	第10段絵
第36紙	29.3	29.4	第11段詞
第37紙	29.3	36.6	第11段絵
第38紙	29.0	36.1	第12段 ・奥書1
第39紙	29.0	36.7	第12段 ・奥書1
第40紙	29.3	36.6	第12段 ・奥書2
第41紙	29.3	36.9	第12段 ・奥書2 3
第42紙	29.1	44.6	第12段 ・奥書4

法量横合計	1349.2	cm
-------	--------	----



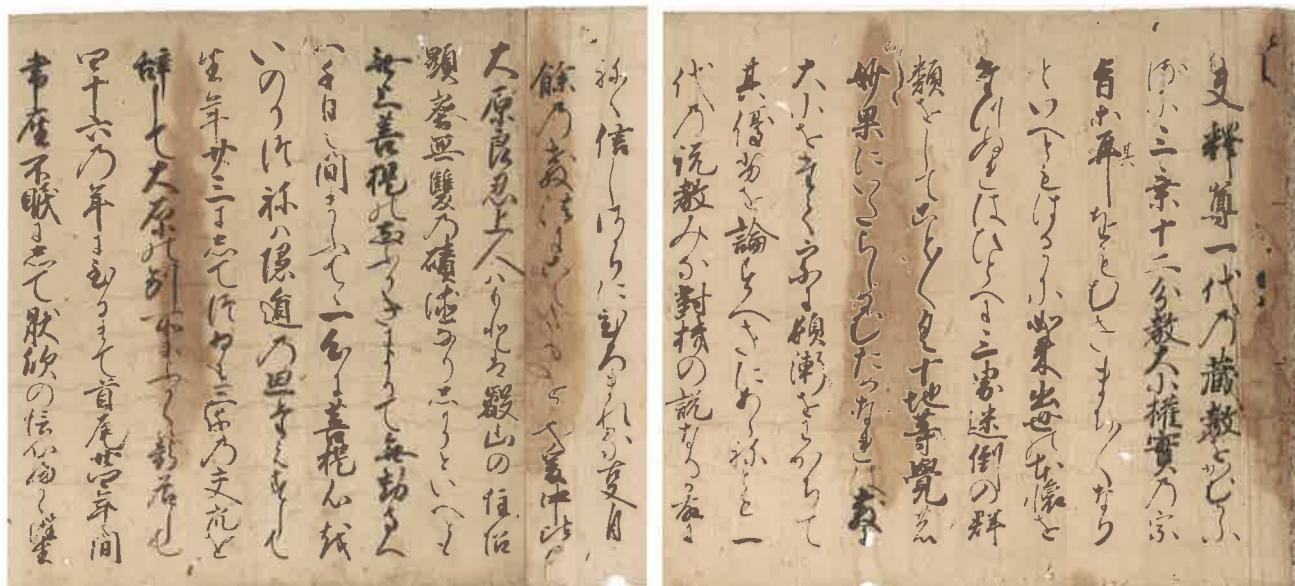
箱



上巻外装



下巻外装



上巻 第1段詞 左：序文末尾～本文冒頭(第2紙～第3紙) 右：序文冒頭(第1紙)



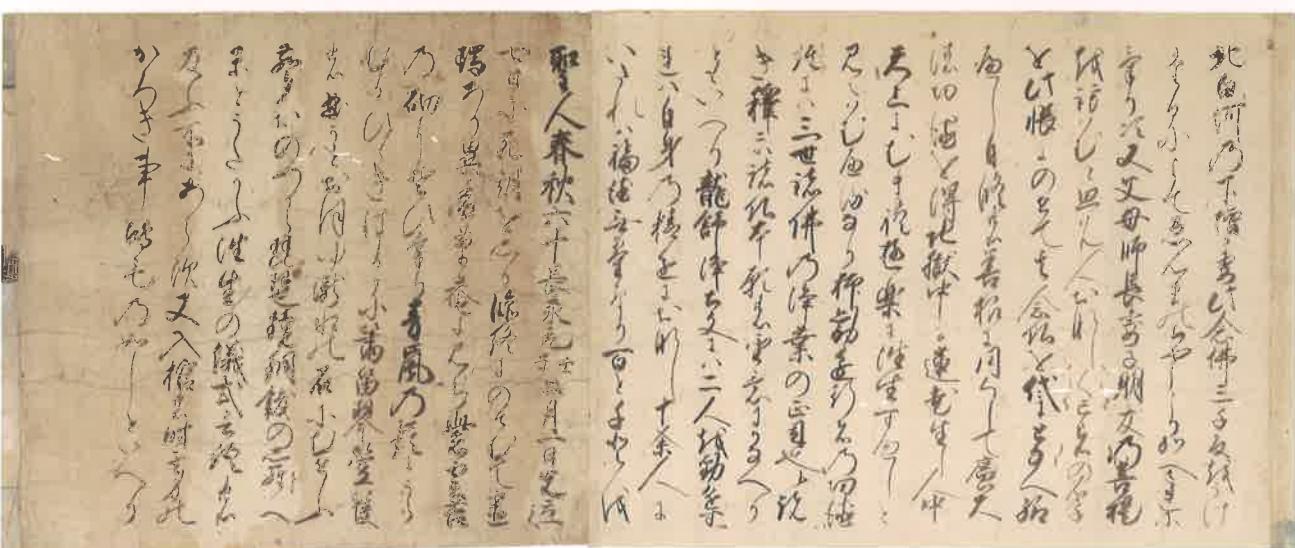
上巻 第2段絵 「融通念仏の勧進開始」



上巻 第4段絵「諸天諸神の名帳加入」



下巻 第1段絵「鳥羽院の日課念仏增加」



下巻 第7段詞「北白河の下増の妻闇魔序から帰される」～第8段詞「良忍入滅」



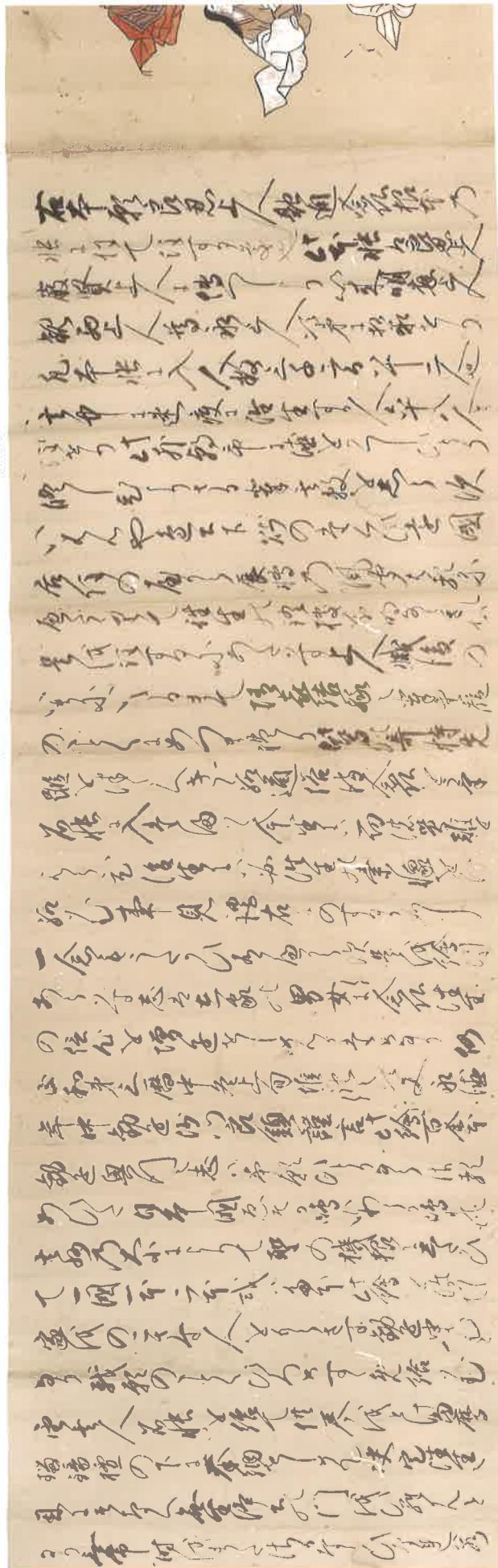
下巻 第8段絵 「良忍入滅」



下巻 第10段絵 「正嘉疫癘」



下巻 第11段絵 「光明遍照」



下巻 第十二段詞 奥書

【第一奥書】

- 1 右本願良忍上人融通念佛帳の
帳に任て注する処也、此本帳は良忍上人、
嚴質上人に伝へしより以来、明応上人、
觀西上人、尊永上人次第に相承せり、
5 凡本帳に入人数三千二百八十二人也、
其中に速疾に往生する人六十八人と
注せり、此外朝市に徳をかくし、ひとり
修しひとりさる輩其数をしらず、
いはんや辺土下賤のたくひ遠国
10 居住のやから、展転の風聞はるかに
へたりて往生の証拠分明ならされば、
是を注するにあたへす、上人歿後の
いまにいたるまで隨喜結縁之輩雲霞
のことくにあつまれり、此等の奇特先
蹟をつたべき給、道俗彼念佛をうけ
名帳に入たまへ、今生にハ一切の災難を
はらひ、後生にハ必往生の素儀をとけ
給ハむ事、見証右にのするか如し、
15 一念もうたかひ有へからず、是を絵つに
20 あらへす志は在家の男女に念佛往生
の信心を増進せしめんかためなり、仍
正和第二暦中冬上旬候記之、【第一奥書】次又永徳
年中勧進沙門良鎮謹言、此総百余本
勧進興行之志ハ、本願ひとりならざる
25 あひた、日本國るそか嶋、いわうか嶋までも
其州の大小によりて、聖の機根にしたかひ
て一国一本一本、或ハ多本此絵をつかへして
家をのこす人をもらさず勧進申さむと
なり、我願のことくひろめすゝめ給ハむ
30 聖、其人名帳を給て供養をとけ、当麻寺
瑠璃檀の下に奉納せしめて決定往生之
因にそなへ、無生淨土の門をひらかんと
なり、無常時をまたさるならひなれハ、若

右良鎮房為融通念仏勸進此繪六十
六ヶ国各一本可伝贋、但不限毎国一本、
隨勸進之儀、所望之体一国多本、忽及辺
鄙蕃夷之境、可被伝之云、此願尤隨
喜之間、奉合力者也、以此善根者特資
悲母、幽靈滅罪生善往詣極樂之恩、
物得法界群類融通無遮之益、旨
趣如右、

- 存命のほとは良鎮か方へつかはざるへし、
往生の素懨を遂るよしき、及給へ、
当麻寺へ可被進、又各々の聖の御意
あにざるへし、しかりといへとも大和州
にて勸進の事に候間、施主等の所望
如件、

- 40 右良鎮房為融通念仏勸進此繪六十
六ヶ国各一本可伝贋、但不限毎国一本、
隨勸進之儀、所望之体一国多本、忽及辺
鄙蕃夷之境、可被伝之云、此願尤隨
喜之間、奉合力者也、以此善根者特資
悲母、幽靈滅罪生善往詣極樂之恩、
物得法界群類融通無遮之益、旨
趣如右、

大和州 萩下郡片岡東
豈至徳二年十一月十七日 中臣俊章

右良鎮房為融通念仏勸進此繪六十
六ヶ国各一本可伝贋、但不限毎国一本、
隨勸進之儀、所望之体一国多本、忽及辺
鄙蕃夷之境、可被伝之云、此願尤隨
喜之間、奉合力者也、以此善根者特資
悲母、幽靈滅罪生善往詣極樂之恩、
物得法界群類融通無遮之益、旨
趣如右、

右書寫之題者、後世披見之衆、以一念
信解力、成得生極樂本懷思計也、云、

文龜式年 戊十月十五日

金剛公子行慶

右良鎮房為融通念仏勸進此繪六十
六ヶ国各一本可伝贋、但不限毎国一本、
隨勸進之儀、所望之体一国多本、忽及辺
鄙蕃夷之境、可被伝之云、此願尤隨
喜之間、奉合力者也、以此善根者特資
悲母、幽靈滅罪生善往詣極樂之恩、
物得法界群類融通無遮之益、旨
趣如右、

元和九年六月廿九日

右書寫之題者、後世披見之衆、以一念
信解力、成得生極樂本懷思計也、云、

文龜式年 戊十月十五日

金剛公子行慶

- 【第三奥書】
50 右書寫之題者、後世披見之衆、以一念
信解力、成得生極樂本懷思計也、云、
文龜式年 戊十月十五日
金剛公子行慶
- 右融通大念佛之縁起者、河州
丹北之郡布忍清水村壹兵衛
入道淨安、為後生安樂十箇
鄉來迎寺北村宗珍西堂御代
奉寄進者也、

- 59 元和九年六月廿九日

○松原市文化財保護条例

平成18年3月31日条例第9号

(指定)

第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

番号	議案第 6 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	処分に係る大阪府教育委員会への内申について		
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定に基づく、大阪府教育委員会に提出する処分の内申について、議案として提出するものです。		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和 3 年 2 月 26 日		

番号	議案第 7 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	令和 3 年度松原市教育委員会教職員人事に係る大阪府教育委員会への内申について		
説明	松原市立小中学校管理職（校長、教頭）の人事異動について、議案として提出するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和 3 年 4 月 1 日		

番号	議案第8号	担当	福祉部子ども未来室
議案名	松原市立松原幼稚園、松原西幼稚園、まつかぜ幼稚園の閉園による告辞について		
説明	令和3年3月31日をもって閉園する松原市立松原幼稚園、松原西幼稚園、まつかぜ幼稚園の閉園式を令和3年3月24日に実施するにあたり、告辞について協議し、承認をいただきたいものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		